

入会のしおり



公益社団法人射水市シルバー人材センター

〒939-0341 射水市三ヶ 880-1

TEL (0766) 55-8817 FAX (0766) 55-1971

[https:// webc.sjc.ne.jp/imizu/](https://webc.sjc.ne.jp/imizu/)

(業務時間) 8:30~17:15 (休日) 土・日・祝日

目 次

1. シルバー人材センターとは	……1
2. シルバー人材センターの特色	……2
3. 仕事の形態	…2~4
4. 仕事の種類	……5
5. 就業上の注意事項	……6
6. 安全な就業はすべてに優先します	……6
7. 傷害・賠償責任保険について	……7
8. 入会・退会手続きのご案内	……8

1. シルバー人材センターとは

高齢者が働くことを通して社会参加し、自らの生きがいの充実と健康の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とし「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、都道府県知事の許可を受けた公益法人です。公共的な性格を持ち営利を目的とせず、「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の創意と主体的な参画により運営する組織です。

健康で働く意欲のある 60 歳以上の方に

- ・ 定年を迎えた
- ・ 家業を子どもに譲られた
- ・ 家庭婦人 など

ライフスタイルに合わせた仕事を提供

- ・ 就職は望まないが長年の経験や技能を生かして働きたい
- ・ 生きがいの充実を図りたい
- ・ いくらかの収入を得たい
- ・ 社会に役立つ仕事がしたい など

生きがいのある生活の実現と
地域社会の福祉の向上と活性化を目指しています。

シルバー人材センターの基本理念

自主・自立

仕事には自身の責任で自主的に対応し、自分たちの力で会員や仕事を増やし、センターを発展させること。

共働・共助

協力し合い、仕事を分かち合い、助け合いながら働くこと。



2. シルバー人材センターの特色

- 家庭や企業、公共団体などから有害・危険・高所作業ではない、高齢者にふさわしい仕事を引き受け会員に提供します。
- センターで扱う仕事は、臨時的かつ短期的（就業日数はおおむね月10日程度以内）、またはその他の軽易な業務(特別な知識・技能を必要とするもの。就業時間は週20時間以内)に限られます。よって、センターではローテーション就業を推進しています。
- 就業や収入の保証はありませんが、希望や能力に応じた働き方ができます。
- センターでお引き受けする仕事の多くが請負・委任作業ですが、事業所の社員と混在して就業する仕事や、発注者の指揮命令を必要とする仕事などの場合は、労働者派遣事業や職業紹介事業を行っています。

3. 仕事の形態

■請負・委任作業

- ・請負とは…自らの裁量において、仕事を完成すること。
(障子・襖張り替え、室内外清掃、除草、剪定作業など)
- ・委任とは…仕事の完成を目的とせず、一定の事務処理を行うこと。
(事務系の仕事や施設管理など)

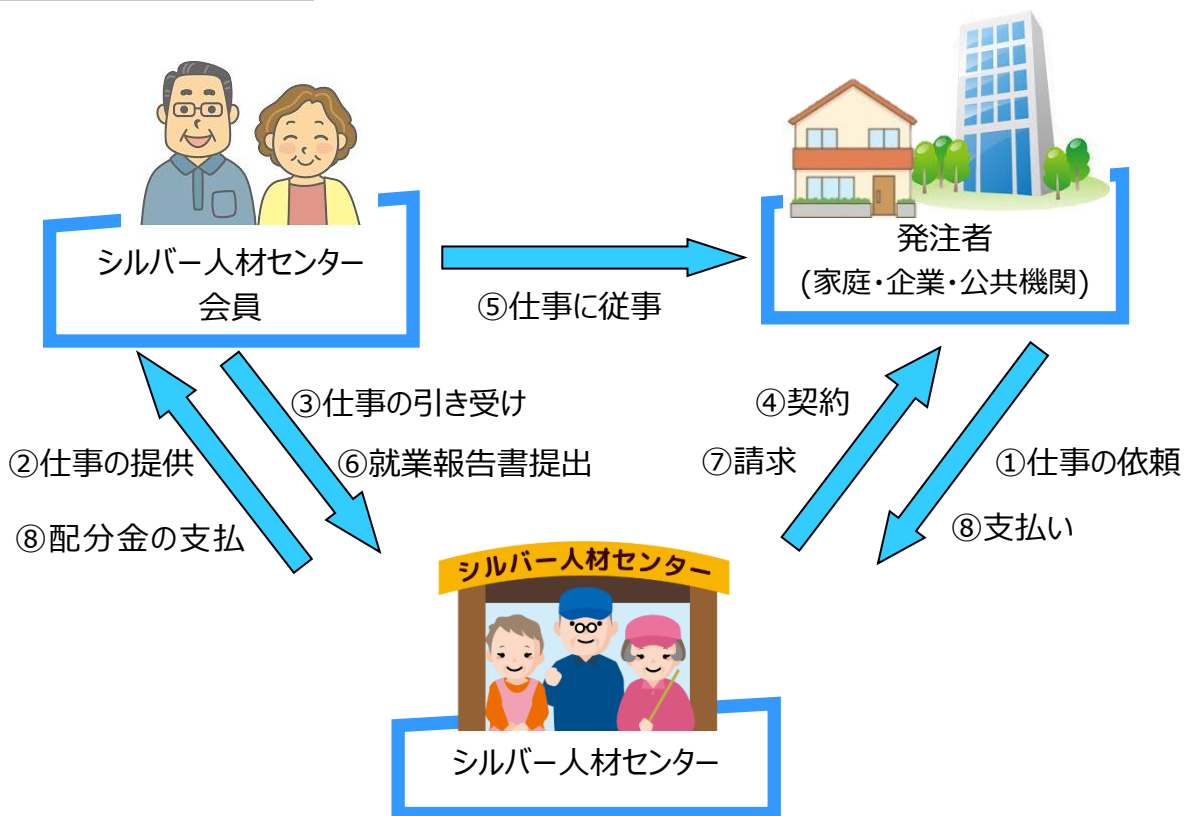


- 仕事は、センターが請負い、仕事の内容や条件等により仕事を希望している会員に連絡し、再請負・再委任の形で紹介します。
紹介を受けた会員は、その仕事をするかどうか自分で判断し、引き受けた会員は誠意と責任の自覚を持って完成させます。
- 会員と発注者、会員とセンターとの間には雇用関係は発生しません。
いわば、会員は個人事業主と言えます。
よって、労災保険をはじめとした各種労働法の適用はありませんが、事故の内容によりセンターが加入している保険制度が適用されます。
- 配分金の基準額は仕事の内容によって異なります。

- 働いたお金はセンターが発注者より受け取り、作業した会員へ「配分金」として1ヶ月分をまとめてご指定の金融機関に口座振込でお支払いします。毎月末日を締切日とし、原則として翌月15日のお支払いになります。
(当該日が金融機関の休業日にあたるときは前営業日)
【取り扱い金融機関】 北陸銀行、いみず野農協

- 配分金は賃金ではないので、所得税法上「給与所得」とみなされず、「雑所得」として取り扱われます。配分金を貰っても公的年金支給額に影響しません。

請負・委任作業の流れ



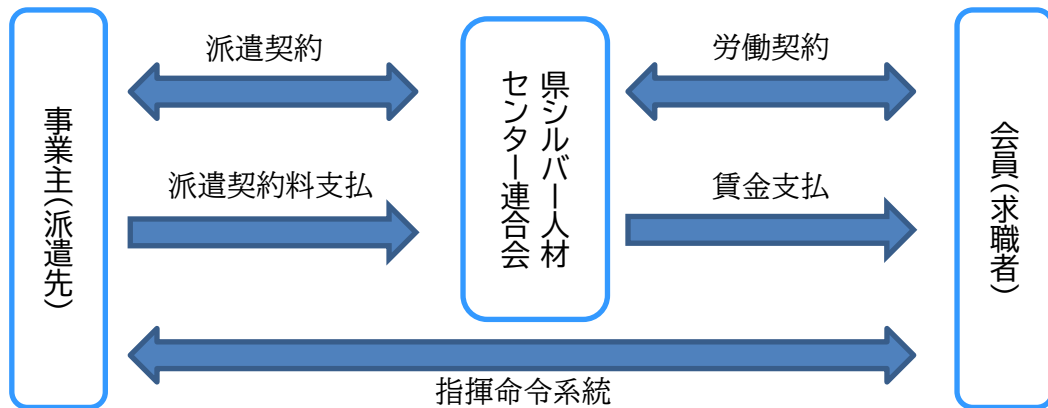
■労働者派遣事業



- 会員は、労働契約により派遣労働者として富山県シルバー人材センター連合会に雇用され、派遣先（発注者）の指揮命令(指示)を受けて業務に従事します。
- 働いたお金は「賃金」として富山県シルバー人材センター連合会から支払われ、源泉徴収が発生しますので、所得税法上は「給与所得」として取り扱われます。

- 労働者災害補償保険（＝労災保険）が適用されますが、業務が臨時的かつ短期的なため、社会保険及び雇用保険は適用されません。
- 派遣できない仕事として、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務があります。

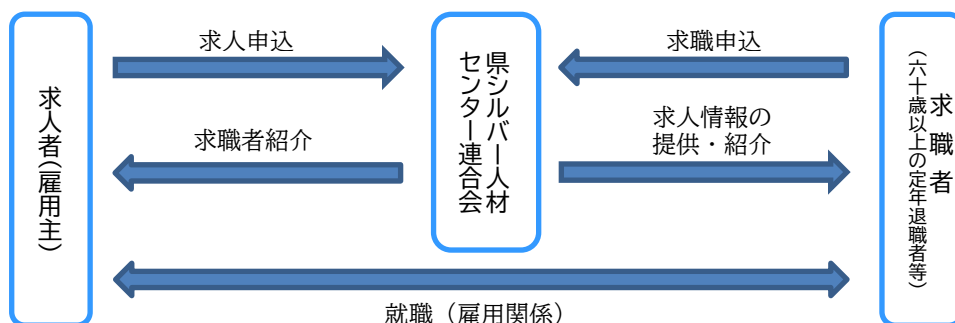
派遣事業の流れ



■職業紹介事業

- 多様な高齢者の就業機会の確保を図るため、「有料職業紹介事業」制度があります。
- 求人者(雇用主)および求職者(60歳以上の定年退職者等)の申込みを受けて、港湾運送業務・建設業務に就く職業を除き紹介事業を行います。求人者と求職者の間には雇用関係が発生します。
- 働いたお金は「賃金」として雇用主から直接支払われます。
- 労働者災害補償保険（＝労災保険）が適用されますが、業務が臨時的かつ短期的なため、社会保険及び雇用保険は適用されません。

職業紹介事業の流れ



4. 仕事の種類

会員はこんな仕事をしています

一般作業群

- 屋内外の清掃
- 除草、草刈
- 荷物運搬
- 会場設営
- 企業屋内外各種作業
- 駐車場整理 など



技能群

- 樹木剪定・防除
- 雪吊り・雪囲い
- 軽微な家屋の修繕
- 障子・襖張替
- 刃物砥ぎ など



技術群

- 一般経理事務
- 各種講師
- 自動車運転
(派遣事業) など



管理群

- 受付管理
- 駐車場整理 など



事務整理群

- 宛名書き
- 賞状書き
- 調査事務 など



折衝外交群

- 配達・配布
- 検針 など



サービス群

- 家事援助
- お墓の清掃
- 除雪 など



独自事業（センターの自主的事业）

- 野菜販売・しめ飾り・木工干支
- * 会員が製作し販売します



.....
以上の他、いろいろな仕事を承っております。

お仕事は希望する仕事があるとは限りませんが、
「なんでもやってみよう！」

という気持ちで、未経験の分野にも挑戦してみても
いかがでしょうか。



5. 就業上の注意事項

言葉・態度・行為

- ・就業中の余計なおしゃべりは禁物。就業に不満がある時は直接センターへ話をする。
- ・センターの気品を失うような行動は慎む。

直接の交渉担当者とならない

発注者から、請け負った仕事以外の受注や作業条件等において依頼があった場合は、直接請けず一度センターに連絡し了解を得る。

守秘義務の厳守

仕事上知り得た業務上の機密事項や、発注者の不利益になることは絶対に他に漏らさない。退会後も同様とする。

やむを得ない事情で、 約束の就業ができない場合

事前に発注者・センター、又は一緒に作業する会員に連絡する。

共働・共助

仕事の遂行には、会員相互に助け合い協力する。

センターの作業用具を 使用した場合

- ・責任をもって管理し、使用後は清掃整頓して返す。
- ・運搬は就業会員で行う。

作業が終了したら

就業報告書を作成し、発注者から確認印をもらいセンターへ提出する。

6. 安全な就業は全てに優先します

定められた基準や規則を守って安全に就業しましょう

- 会員となり、就業において怪我をしたり事故をおこしては何にもなりません。シルバー人材センターでは、会員の安全就業や傷害・賠償事故を防ぐためにさまざまな対策を行っています。安全就業について定めた作業別安全就業基準などがあり、会員の安全のサポートに努力しています。

就業にあたっては安全に心掛け、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害防止に努め事故のないようにしましょう。



自分の健康・安全は自分で守る！



7. 傷害・賠償責任保険について

会員が安心して働けるようにシルバー保険に加入しています

◆傷害保険 会員本人が身体に傷害を受けた場合

- センターの提供した仕事に就業中の事故であること。ただし、自宅で仕事に従事している間は除きます。
- センターの提供した仕事に従事するため、自宅から就業先との往復途上の事故であること。ただし、通常の経路を外れた場合は除きます。
- センターの主催する各種行事(総会、講習会等)に参加中のケガであること。
- 給付内容

種類	保険金額	要件
通院	2,000 円(日額)	事故のための通院のほか、医師の治療を受けた時(限度 90 日)
入院	3,000 円(日額)	事故のため入院をした時(限度 180 日)
死亡保険金	900 万円(限度)	180 日以内にその傷害がもとで死亡した時
後遺障害	900 万円(限度)	医師が認めた場合

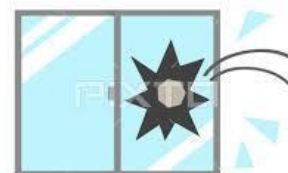
保険の適用外 …… 既往症が原因によるものなど。



◆賠償責任保険 会員が就業中に第三者の身体・財物に損害を与えた場合

- 給付内容

種類	保険金額
身体賠償	1 名につき 3,000 万円 (限度)
	1 事故につき 1 億円 (限度)
財物賠償	1 事故につき 1,000 万円(限度)



- 賠償事故における会員の自己負担額
賠償事故の状況により 1 事故に対し 1 万円を上限として、個人又はグループでご負担いただきます。
- 保険の適用外 ……自動車事故や、同じ作業に従事している会員の財物の場合など。

◆万一事故が発生した場合

- ケガをした時は直ちに医師の治療を受けて下さい。(各自の健康保険証を使用)
- 速やかに事故の状況、怪我の状態などをセンターへ報告して下さい。
(自らができない時は、会員や付近の人などに依頼し必ず一報すること。)
- 保険手続きはセンターで行い、請求手続きはケガの治療完了後に行います。



8. 入会・退会手続きのご案内

●会員になるには

- ・射水市に居住する原則として60歳以上であること
- ・心身が健康で働く意欲があること
- ・センター事業の理念に賛同していること
- ・ご家族も入会を同意していること

●会費について

センター運営に必要な経費の一部として年会費をいただいています。会費は主にシルバー保険や通信費などに充てられます。

(★表1)

	年会費	夫婦年会費 (どちらか一方)
正会員	3,000円	1,500円
会員親睦会	1,000円	1,000円
合計	4,000円	2,500円

※夫婦会員とは、正会員のうち、婚姻関係にある会員及び事実上婚姻関係と同様と認められる会員を言います。申請は、本人からの申し出となります。

(申請書はセンター事務所窓口にあります)

※初年度のみ、就業された時期で次のとおり年会費の額が変わります。

就業された時期	正会員	夫婦会員 (どちらか一方)	会員親睦会	年会費	夫婦年会費 (どちらか一方)
4月1日～9月30日	3,000円	1,500円	1,000円	4,000円	2,500円
10月1日～12月31日	2,000円	1,000円	1,000円	3,000円	2,000円
1月1日～3月31日	1,000円	500円	500円	1,500円	1,000円

※初年度に未就業の場合は、次年度から年会費(★表1)をいただきます。

※冬期間(1月～3月)に入会された方は、次年度も就業するまで会費を免除いたします。それ以降は、年会費(★表1)をいただきます。

●退会について

退会する場合は、退会届及び会員証をセンターへ提出して下さい。

ただし、納入済の会費の返金はありません。



地域社会のため、自分のために
あなたらしく働いてみませんか
あなたの入会をお待ちしています!!



◆所在地図



【最寄駅】小杉駅より 徒歩10分

お気軽にお問い合わせ下さい!!



シルバー人材センターゆるキャラ「チエブクロー」